

庁内各局部課長
各地方機関の長殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察庁丙生企発第71号
令和4年3月31日
警察庁生活安全局長

警察用船舶の広域運用の推進について(通達)

警察用船舶の広域運用については、「警察用船舶広域運用推進要綱の制定について」(平成31年3月20日付け警察庁丙地発第15号。以下「旧要綱」という。)等に基づき、効率的な水上警察活動の基盤づくりに努めてきたところであるが、この度、旧要綱につき所要の見直しを行ったので、各都道府県警察にあつては、下記の事項に留意して、警察用船舶の広域運用を推進し、効率的な水上警察活動を展開されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧要綱は廃止する。

記

1 船舶の広域運用の推進

(1) 都道府県警察は、当該都道府県警察に配備されている警察用船舶(以下「船舶」という。)について、当該船舶の配置されている警察署の管轄区域を越えて当該都道府県の水域における広域運用を行うことにより、効率的な水上警察活動を展開するため、毎年、当該都道府県の水域における水上警察事象等を勘案して、都道府県警察船舶広域運用計画(以下「広域運用計画」という。)を策定し、船舶の効率的かつ重点的な運用を行うこと。

なお、広域運用計画を策定するに当たっては、管轄する水域が隣接し、又は近接する都道府県警察と十分に連携すること。

(2) 管轄する水域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、管轄する水域の境界付近等における事案又は複数の都道府県警察の管轄する水域に警察活動が及ぶ事案について、水上警察活動を効率的に展開するため、平素から船舶の連携運用に関し協議を行い、相互に緊密に協力するよう努めること。

(3) 都道府県警察は、当該都道府県の水域における水上警察事象等に鑑み、当該都道府県警察に配備されている船舶のみによっては対処することが困難であると認められる事案については、他の都道府県警察に配備されている船舶の派遣を要請することにより万全の水上警察活動を確保するよう努めること。

(4) 警察庁及び管区警察局は、(1)から(3)までの船舶の広域運用が円滑に推進されるようにするため必要な指導及び連絡調整を行うものとする。

(5) 都道府県警察は、全国的な船舶の広域運用に関する指針が定められたときは、当該指針に従って広域運用計画を策定すること。

2 船舶の広域運用のための基盤の整備

(1) 整備時期の調整等

ア 船舶の円滑な広域運用に資するため、都道府県警察は、12メートル型以上の船舶の整備を行おうとするときは、あらかじめ、当該船舶の名称、整備等に要する日数（回航に要する日数を含む。）及び整備終了後の運用開始時期について、警察庁生活安全局生活安全企画課長に報告すること。

イ 警察庁生活安全局生活安全企画課長は、船舶の広域運用を円滑に行うため必要があると認めるときは、都道府県警察の船舶の整備時期について必要な調整を行うものとする。

ウ 船舶が配備されている都道府県警察は、船舶の広域運用による広域的な警察の水上警戒力の展開に支障が生じないようにするため、平素から管轄する水域が隣接し、又は近接する都道府県警察と船舶の整備時期に関し緊密に連携すること。

(2) 基礎資料の整備等

都道府県警察は、平素から、管轄する水域についての海図、航路図等の船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、船舶の係留場所の確保、気象・海象情報の収集、船舶燃料の確保、船舶相互間通信の確保、船舶の回航又は運航が可能な経路の把握等船舶の広域運用に必要な措置を講じておくこと。

(3) 指定区域外航行のための船舶の点検整備

都道府県警察は、平素から、機関の調整、船底の清掃等船舶の点検整備及び船舶用膨張式救命いかだ、船舶用救命浮器、船舶用救命浮環等の救命装備の整備等を行い、船舶の指定区域外航行のための臨時変更証の交付を円滑に受けられるよう措置しておくなど、船舶の広域運用に迅速に対応することができるようにしておくこと。

(4) 船舶の広域運用に係る訓練の実施

警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、船舶の広域運用の推進に資するため、所要の訓練に努めること。

都道府県警察は、他の都道府県警察と船舶の広域運用に係る訓練を実施したときは、警察庁生活安全局生活安全企画課に報告すること。

3 派遣要請

(1) 派遣要請計画の策定

都道府県警察は、警察法第60条第1項の規定に基づく船舶及び船舶に係る警察職員の派遣を要請しようとするときは、派遣要請を受けた警察庁若しくは管区警

察局又は都道府県警察が行う諸準備に要する時間を考慮するとともに、派遣要請の内容が事態の推移に伴いたびたび変更されることのないよう、見通しをもった計画を策定して行うこと。

(2) 派遣要請の方法

派遣要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書で行うこと。

ア 活動の内容

イ 派遣を必要とする理由

ウ 派遣を必要とする船舶の性能及び諸元のうち少なくとも次の事項

(ア) 船種

(イ) 船速

(ウ) 定員

(エ) 装備（レーダー、GPS装置、船舶無線等）

(オ) 使用燃料

(カ) 船舶の航行可能区域の指定

エ 派遣を必要とする船舶及び船舶に係る警察職員の数

オ 派遣を希望する日時及び期間

カ 船舶の活動区域及び係留場所

キ 船舶に係る無線通信系の構成その他の無線通信に関する事項

ク その他必要な事項

(3) 派遣要請の連絡

派遣要請に係る警察法第60条第2項の規定による連絡は、(2)の事項を明らかにして、警視庁及び北海道警察にあつては警察庁生活安全局生活安全企画課に、府県警察にあつては警察庁生活安全局生活安全企画課及び管区警察局広域調整第一課に行うこと。ただし、急を要し、やむを得ないときは、事後速やかに行うこと。

(4) 警察庁及び管区警察局の調整

警察庁及び管区警察局は、派遣の必要性、派遣を行う都道府県警察（以下「応援県」という。）の船舶の保有状況及び派遣をした場合における当該応援県の水上警察活動への影響等を勘案して、派遣が円滑に行われるよう、派遣する船舶の都道府県警察への割振り、輸送方法、輸送日時等について所要の調整を行うものとする。

(5) 指揮権の移転

派遣された船舶に係る警察職員は、派遣に係る船舶の活動の性質に従い、派遣に係る船舶が派遣先の都道府県警察（以下「受援県」という。）の指定する場所に入港した時から派遣に係る活動を終えて受援県が指定する場所から出港した時までの間、受援県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

ただし、これにより難い事情があるときは、関係都道府県警察の間において、あらかじめ協定したところによるものとする。

(6) 迅速な派遣要請等

災害、大規模な水難、船舶事故等緊急を要する事態の発生時、速やかに船舶及び船舶に係る警察職員の派遣の要請を行うことができるよう、専決の規定を整備するとともに、平素より手続の確認を行うなど、所要の取組を行うこと。